

米国割安株ファンド 〈愛称:ザ・バリューハンター〉

追加型投信／海外／株式



DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]
DIAMアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---------|--------|-------------------|--------|------|--------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 株式 | 株式 一般 | 年2回 | 北米 | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

<委託会社の情報>

委託会社名 DIAMアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月1日

資本金 20億円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 5兆847億円

(2013年11月29日現在)

- 「米国割安株ファンド〈愛称:ザ・バリューハンター〉」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2014年2月14日に関東財務局長に提出しており、2014年3月2日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1

主に米国株式*の中から、企業の本質的価値と比較して割安と判断される株式(バリュー株)へ投資します。

- ❖ 銘柄選択にあたっては、キャッシュフロー、ビジネスモデル、経営者の素質などの分析により企業の本質的価値を独自に算出し、現在の株価が過小評価されていると考えられる銘柄に投資します。
- ❖ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ❖ 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

*米国株式とは、米国の金融商品取引所に上場している株式、および預託証券(ADR)のことをいいます。また、一部、新株予約権証券、新株予約権付社債券等や、米国以外の地域の資産に投資する場合があります。

2

運用にあたっては、GAMCO Asset Management Inc. (以下、ギャベリーという場合があります。)の投資助言を活用します。

- ❖ バリュー投資手法で長期の運用実績をもつギャベリーが割安銘柄の選定について投資助言を行います。

3

年2回決算を行います。

- ❖ 毎年3月19日および9月19日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

バリュー投資とは

一般的に、株式の割安度を重視した投資方法です。

割安度を判断する際に、財務内容を分析する方法や、株価指標を分析する方法、株価の動きを分析する方法など、さまざまなスタイルがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

GAMCO Asset Management Inc.(ギャベリー)について

- マリオ・ギャベリーにより1977年に創業
- ニューヨーク証券取引所上場のGAMCO Investors, Inc. 傘下のアセットマネジメント
- 本社:ニューヨーク州ライ市(その他拠点:米国5カ所、ロンドン、香港、上海、東京)
- 従業員:220名
- 運用経験20年以上のファンドマネージャー20名、アナリスト30名を揃え、世界約2,000社を調査
- 運用資産:435億米ドル(約4.3兆円*)、全体の約95%が株式アクティブ運用
- ボトムアップリサーチをベースとしたバリュー投資を得意とし、本質的価値と潜在価値実現の要因分析に定評があります。



*1米ドル=97.75円で円換算
※2013年9月末時点
※一部GAMCO Investors, Inc.のものを記載しています。

ファンドの仕組み



主な投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

| | |
|---------|---|
| 株価変動リスク | 当ファンドは株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。 |
| 為替リスク | 当ファンドは、組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。 |
| 信用リスク | 当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。 |
| 流動性リスク | 当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。 |

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議もを行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

3.運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

| | |
|--------------------|---|
| 購入単位 | 各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円) |
| 購入価額 | 当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:お申込日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。 |
| 換金単位 | 各販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。 |
| 申込締切時間 | 当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。 |
| 購入の申込期間 | 当初申込期間:2014年3月3日～2014年3月18日 継続申込期間:2014年3月19日～2015年6月19日 ※継続申込期間中は、ニューヨーク証券取引所、またはニューヨークの銀行の休業日に該当する日(以下、「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2029年3月19日までです。(設定日:2014年3月19日) |
| 繰上償還 | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①受益者のために有利であると認める場合。 ②受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ③やむを得ない事情が発生した場合。 |
| 決算日 | 原則として3月19日、9月19日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年2回、毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円とします。 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。 (URL http://www.diam.co.jp/) |
| 運用報告書 | 毎年3月、9月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいて開示することを予定しています。 (URL http://www.diam.co.jp/) |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 |
| 基準価額の照会方法 | 基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称:DIAM、当ファンドの略称:米国割安株) |

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---------------------|--|------|---------|------|---------|------|---------|
| 購入時手数料 | <p>購入価額に、3.15%*(税抜3.0%)を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。</p> <p>*消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。</p> <p>※詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p> | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | <p>換金のお申込日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。</p> | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.8165%*(税抜1.73%)</p> <p>*消費税率が8%になった場合は、年率1.8684%となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.98%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.70%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>※委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、当ファンドにかかる投資顧問報酬が含まれます。</p> | 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) | | 委託会社 | 年率0.98% | 販売会社 | 年率0.70% | 受託会社 | 年率0.05% |
| 運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 年率0.98% | | | | | | | | |
| 販売会社 | 年率0.70% | | | | | | | | |
| 受託会社 | 年率0.05% | | | | | | | | |
| その他費用・手数料 | <p>お客様の保有期間中、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が、その都度かかります。</p> <p>※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> | | | | | | | | |

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-------------------|--|
| 分配時 | 所得税、復興特別所得税および地方税 | <p>配当所得として課税</p> <p>普通分配金に対して20.315%</p> |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税、復興特別所得税および地方税 | <p>譲渡所得として課税</p> <p>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%</p> |

※上記税率は2014年1月1日現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」がご利用になります。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。